

補助対象経費の説明

(1) ふるさと産品の普及及び宣伝に関する事業

- ① ふるさと産品展示コーナーの設置
- ② ふるさと産品パンフレット等の作成
- ③ ニューメディア等による情報提供
- ④ ふるさと産品イベント開催
- ⑤ ふるさと産品に関する他の都市との交流

経費項目	補助対象となる経費の例
賃金	事業の執行に当たり、労働力の供給の必要にせまられ、臨時的に雇用した者に支払われる賃金 例: イベントなどにおけるマネキンに対する人件費
謝金	役務の提供等によって受けた利益に対する代償 例: 技術習得のために、講師を依頼した場合の講師に対する謝金など
旅費	業務遂行のために旅行した場合の交通費、宿泊料
消耗品費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代
賄費	食事にかかる費用等
印刷製本費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の印刷や、冊子作成のための印刷製本費等 ※ 3万円以上のものについては、見積書を添付してください。
通信運搬費	募集案内、会議資料、活動資料、備品等を送付するための切手代や物品宅配便料、各種支払の際の振込み手数料
広告宣伝費	広く一般に売り込むための広告や宣伝にかかる費用
使用料	使用料(コピー使用料、高速道路使用料など)
賃借料	土地や建物以外の機械等を賃借した際に支払う費用 例: テント、機材装置の賃借料
工事請負費	工作物等の移転及び除去などの工事に要する費用
備品購入費	長期間その形状を変えずに使用し、かつ保存できる物品の購入費 長期とは、通常の状態でおおむね3年間程度以上使用に耐えるもの 市場価格でおおむね10万円以上のもの ※ 実績報告時に、購入した物品の写真を添付してください。

(2) ふるさと産品の販路の開拓に関する事業

- ① 物産展等への出展の促進
- ② 朝市、夕市等の開催

経費項目	補助対象となる経費の例
賃金	事業の執行に当たり、労働力の供給の必要にせまられ、臨時的に雇用した者に支払われる賃金 例:物産展などにおけるマネキンに対する人件費
旅費	業務遂行のために旅行した場合の交通費、宿泊料
消耗品費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代
賄費	食事にかかる費用等
印刷製本費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の印刷や、冊子作成のための印刷製本費等 ※ 3万円以上のものについては、見積書を添付してください。
広告宣伝費	広く一般に売り込むための広告や宣伝にかかる費用
使用料	使用料(コピー使用料、高速道路使用料など)
賃借料	土地や建物以外の機械等を賃借した際に支払う費用 例:テント、機材装置の賃借料
備品購入費	長期間その形状を変えることなく使用し、かつ保存できる物品の購入費 長期とは、通常の状態でおおむね3年間程度以上使用に耐えるもの 市場価格でおおむね10万円以上のもの ※ 実績報告時に、購入した物品の写真を添付してください。

(3) ふるさと産品の開発及び育成に関する事業

新製品研究及び開発、かつ本市産の原材料の調達率向上を図る取組

※ 試作までに係る経費を対象とし、開発後の商品製作に係る経費は対象外

経費項目	補助対象となる経費の例
賃金	事業の執行に当たり、労働力の供給の必要にせまられ、臨時的に雇用した者に支払われる賃金 例:求評会などにおけるマネキンに対する人件費
旅費	業務遂行のために旅行した場合の交通費、宿泊料
賄費	食事にかかる費用等
印刷製本費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の印刷や、冊子作成のための印刷製本費等 ※ 3万円以上のものについては、見積書を添付してください。
通信運搬費	会議資料、活動資料、備品等を送付するための切手代や物品宅配便料、各種支払の際の振込み手数料
使用料	使用料(コピー使用料、高速道路使用料など)
賃借料	土地や建物以外の機械等を賃借した際に支払う費用 例:機材装置の賃借料
原材料費	試作品を生産するための原材料又は材料に要する経費
負担金	講習会出席のための負担金等